

財政状況等一覧表の解説

財政状況等一覧表は、一般会計をはじめ、特別会計や関係する一部事務組合などの財政状況、第三セクターなどの経営状況やそれに対する市の財政的支援の状況、充当可能基金の状況、財政指標の状況といった総合的な財政情報を1つの表にまとめたものです。

また、自治体の財政の早期健全化を促すための法律「財政健全化法」が平成19年度決算より一部施行(平成20年度決算より完全施行)されたことに基づき、財政の健全性を示す比率として、「健全化判断比率・資金不足比率」を算出し、公表しています。

1 一般会計等の財政状況

市の会計には、「一般会計(行政運営の基本的な経費を計上する会計)」と、5つの「特別会計(特定の収入をもって特定の事業を行うために設置する会計、一般会計とは別個の会計)」と、「水道事業会計(地方公営企業法を適用している公営企業会計)」があります。

会計の範囲は各団体間でそれぞれ異なっており、統一的な基準で比較するために地方財政の統計上用いられる会計区分としては、「普通会計」があります。

この普通会計を対象とする会計の範囲に相当するものが、「一般会計等」です。

市の一般会計等は、一般会計と学校給食共同調理場事業特別会計を合算した会計区分となっており、ここでは一般会計等の財政状況についての決算の状況を示しています。

なお、一般会計等(合計)の数値は、一般会計と学校給食共同調理場事業特別会計の相互間のお金のやりとりを相殺したものです。

老人保健特別会計は、設置義務がなくなるため、平成22年度で廃止となります。

白井市の会計

市の会計名		統計上の会計名
一般会計		普通会計
特別会計	学校給食共同調理場事業特別会計	
	国民健康保険特別会計	公営事業会計
	老人保健特別会計	
	介護保険特別会計	
	下水道事業特別会計	
水道事業会計		

[用語の解説へ](#)

2 公営企業会計等の財政状況

ここでは、学校給食共同調理場事業特別会計以外の5つの特別会計(公営事業会計)と水道事業会計(公営事業会計)についての決算の状況を示しています。

このうち水道事業会計と下水道事業特別会計は、事業収入(使用料など)で経費を賄う独立採算制を原則とする公営企業会計です。

水道事業会計は公営企業法が適用され、民間企業と似た経理処理を行う(法適用)会計で、下水道事業特別会計は公営企業法が適用されない、一般会計と同様の経理処理を行う(法非適用)会計です。

また、「資金剰余額/不足額(実質収支)」および「左のうち一般会計等繰入見込額」は、財政健全化法に基づくものであり、資金不足比率や将来負担比率の算出の際に用いられるものです。

[用語の解説へ](#)

3 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合は1市町村などでは対応できない、またはいくつかの市町村などで取り組んだ方が効率的な事務などを共同で処理するため、いくつかの市町村などが構成する行政体です。

また、広域連合は広域的な事務を共同で処理するとともに権限委譲の受け入れ体制を整備するため、いくつかの市町村などが構成する行政体です。

一部事務組合等が事務事業を行うための経費は、構成する市町村などが人口割合などに応じて負担しています。

ここでは、市が加入している一部事務組合等の決算の状況や一部事務組合等の企業債(地方債)の現在高のうち、将来市の一般会計等が負担する見込額などを示しています。

一部事務組合等の事務内容は次のとおりです。

一部事務組合等名	事務内容	構成市町村等名
千葉県市町村総合事務組合	職員の退職手当の支給、住民の予防接種事故救済、非常勤職員や消防団員の公務災害補償など	県内全市町村・39組合・1広域連合
印旛郡市広域市町村圏事務組合	市町村圏計画の策定、職員の採用試験・共同研修、水道用水供給事業、軽費老人ホーム、地域農業センター、第二次救急医療機関運営	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町
印西地区環境整備事業組合	ごみ処理、余熱利用施設の管理運営、墓地・火葬場・斎場・少年自然の家を設置・管理運営	印西市・白井市・栄町
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	し尿処理、余熱利用還元施設(さわやかプラザ軽井沢)の管理運営、周辺整備事業	柏市・白井市・鎌ヶ谷市

一部事務組合等名	事務内容	構成市町村等名
印旛利根川水防事務組合	利根川右岸の水防	成田市・佐倉市・四街道市・八千代市・印西市・白井市・酒々井町・栄町
印西地区消防組合	消防	印西市・白井市
千葉県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の運営 (保険料の決定や給付)	県内全市町村

[用語の解説へ](#)

4 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

第三セクターは、国や市町村などが民間企業と共同で出資して設立した法人です。ここでは、市が 25%以上出資している法人、出資は25%未満であるが、補助金などの財政的支援を行っている法人についての決算の状況を示しています。

としては白井梨ブランデー株式会社、としては成田高速鉄道アクセス株式会社があります。

各第三セクターの事業概要は次のとおりです。

第三セクター名	事業の概要
白井梨ブランデー株式会社	地場産業の育成と市の活性化を図るため、特産である梨を活用した梨ブランデーの製造・販売を行う。 (破産手続き中)
成田高速鉄道アクセス株式会社	北総鉄道を延伸し、都心と成田空港を結ぶ成田新高速鉄道線を整備する。この整備により、成田空港へのアクセスの改善のみならず、千葉県北西部の交通利便性の向上にも寄与することが期待される。

[用語の解説へ](#)

5 充当可能基金の状況

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものがあります。

市が設置している基金は、[財政調整基金](#)、[減債基金](#)などがあります。

また、「充当可能基金」とは、市が設置している基金のうち[地方債](#)の償還等に充てることが可能な現金および預金の合計額を示しています。(貸付金および不動産等は除きます。)

[用語の解説へ](#)

6 財政指標の状況

実質赤字比率

地方公共団体における財政運営の深刻度を示す指標で、一般会計等を対象とした実質的な赤字額の[標準財政規模](#)に対する割合です。

収支が赤字ではなく黒字の場合には、便宜的に当該黒字の比率を正数で示しています。

連結実質赤字比率

地方公共団体における財政運営の深刻度を示す指標で、全ての会計を対象とした実質的な赤字額(資金の不足額)の[標準財政規模](#)に対する割合です。

収支が赤字ではなく黒字の場合には、便宜的に当該黒字の比率を正数で示しています。

実質公債費比率

地方公共団体における実質的な公債費の負担の度合いを示す指標で、公債費(借金返済)や実質的な公債費(公営企業や一部事務組合の借金返済などを含む。)が[標準財政規模](#)と[臨時財政対策債](#)発行可能額の合計に占める割合の3カ年の平均値です。

地方債の発行については、現在、県と協議して同意を得ればよいという「協議制」で行っていますが、実質公債費比率が18%を超えると県の許可が必要となり、適正化を図るための計画を策定しなければなりません。

なお、実質公債費比率が25%を超えると、新たな[地方債](#)の発行が制限されます。

将来負担比率

地方公共団体における将来の財政運営を圧迫する可能性を示す指標で、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の[標準財政規模](#)に対する割合です。

この数値が高い場合、将来の財政運営を圧迫する可能性が見込まれることとなります。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、人口、面積、地方公共団体の特性などから判断して、標準的に見込まれる税収などの収入が、標準的に必要な経費に占める割合の3カ年の平均値です。

この数値が高いほど財政力が高いとされ、1を超えると [普通交付税](#) が交付されない「不交付団体」となります。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費や公債費(借金返済)など、毎年度決まって支払う経費が、市税や [普通交付税](#) など、毎年度決まって収入される一般財源(財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。)に占める割合です。

この数値が高いほど臨時的・突発的な支出に対応するお金が少なくなり、財政に余裕がないことを示します。

資金不足比率

地方公共団体における公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す指標で、公営企業ごとの資金の不足額(一般会計の実質収支における赤字に相当するもの)の事業規模(主に下水道事業における下水道使用料や水道事業における水道料金などの営業収入)に対する割合です。

収支が赤字ではなく黒字の場合、数値化されません。

[用語の解説へ](#)

財政状況等一覧表に関する用語の解説

財政関係用語	財政関係用語の解説等
標準税収入額等	<p>地方公共団体における地方税の標準的な収入額をいいます。</p> <p>具体的には、普通交付税に用いる基準財政収入額(地方公共団体において標準的に見込まれる税収入などを、一定の方法で算定した額)から地方譲与税や交通安全対策特別交付金などを除いたものに100/75を乗じて、地方譲与税や交通安全対策特別交付金などを加え戻したものです。</p>
普通交付税	<p>地方公共団体が一定の水準の事務を遂行できるように、国税のうちの一定割合を、国が地方公共団体に交付するものが地方交付税です。</p> <p>このうち、普通交付税は一定の方法で算定した各地方公共団体の財源不足額を基礎として交付されます。</p>
臨時財政対策債	<p>国から地方に分配する地方交付税が足りないため、地方公共団体でその不足額の一部を借り入れてまかなくておく地方債です。</p> <p>なお、後年度、償還額が普通交付税の算定の際に加算されます。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体において収入が見込まれる、標準的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。</p>
形式収支	<p>歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額です。</p>
実質収支	<p>実質的な財政収支の結果を明らかにするもので、形式収支(歳入歳出差引額)から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額です。</p>
繰入金	<p>おもに基金を取り崩して一般会計や特別会計へ繰り入れたり、特別会計の不足する財源を一般会計から補うお金のことです。</p>

財政関係用語	財政関係用語の解説等
地方債・企業債	<p>地方債は地方公共団体がさまざまな事業を行う上で、必要となる財源を調達するため、1会計年度を越えて返済する借入金です。</p> <p>企業債は地方公共団体が地方公営企業の建設・改良などに要する資金に充てるために起こす地方債をいいます。</p>
総収益	<p>法適用の公営企業会計において用いられる用語で、企業の経営活動に伴う全ての収益(金銭または役務の提供によって、企業が受け取る対価としての収入)です。</p>
総費用	<p>法適用の公営企業会計において用いられる用語で、企業の経営活動に伴う全ての費用です。</p>
純損益	<p>法適用の公営企業会計において用いられる用語で、総収益から総費用を差し引いた額です。</p>
資金剰余額 / 不足額	<p>各公営企業における資金収支の累積剰余額または累積不足額を表すもので、水道事業会計(法適用企業)については、流動負債額から流動資産額を除いた額を基本としています。</p> <p>下水道事業特別会計(法非適用企業)については、一般会計等の実質黒字額または実質赤字額と同様に算出した額を基本としています。</p> <p><u>実質収支</u>(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額)が黒字の場合には実質黒字額として、<u>実質収支</u>が赤字の場合には実質赤字額に相当するものです。</p>
一般会計等繰入見込額	<p>「将来負担比率」の算出の際に用いるもので、特別会計などが借り入れた<u>企業債(地方債)</u>のうち、将来市の一般会計等が特別会計などにお金を繰り入れる見込額です。</p>
一般会計等負担見込額	<p>「将来負担比率」の算出の際に用いるもので、一部事務組合などが借り入れた<u>企業債(地方債)</u>のうち、将来市の一般会計等が一部事務組合などにお金を負担する見込額です。</p>
経常損益	<p>通常の企業の経営活動から生じる利益または損失で、企業本来の収益力を表しています。</p>

財政関係用語	財政関係用語の解説等
純資産・正味財産	企業の経営に必要な元手のことで、資産総額から負債総額を差し引いた額です。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための財源を積み立てる目的で設置した基金です。
減債基金	地方債 の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置した基金です。
早期健全化基準	<p>地方公共団体における財政収支が不均衡な状況や財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のそれぞれについて、定められた数値です。</p> <p>なお、上記 から までの比率のいずれかが、早期健全化基準以上である場合には、財政の健全化を図るため、「財政健全化計画」を定めなければなりません。</p>
財政再生基準	<p>地方公共団体における財政収支の著しい不均衡な状況や財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。</p> <p>なお、上記 から までの比率のいずれかが、財政再生基準以上である場合には、財政の再生化を図るため、「財政再生計画」を定めなければなりません。</p>
経営健全化基準	<p>地方公共団体における自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値です。</p> <p>なお、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業の経営の健全化を図るため、「経営健全化計画」を定めなければなりません。</p>